

○ 屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例第16号） 新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1条 略</p> <p>（禁止地域等）</p> <p>第2条 次に掲げる地域又は場所においては，広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）を表示し，又は設置してはならない。</p> <p>一 都市計画法（昭和43年法律第百号）第2章の規定により定められた景観地区，風致地区，特別緑地保全地区及び伝統的建造物群保存地区<u>（知事が指定する区域を除く。）</u></p> <p>二～十四 略</p> <p>第3条・第4条 略</p> <p>（適用除外）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次に掲げる広告物等については，知事の許可を受けて当該広告物等を表示し，又は設置する場合に限り，第2条の規定は，適用しない。</p>	<p>第1条 略</p> <p>（禁止地域等）</p> <p>第2条 次に掲げる地域又は場所においては，広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）を表示し，又は設置してはならない。</p> <p>一 都市計画法（昭和43年法律第百号）第2章の規定により定められた景観地区，風致地区，特別緑地保全地区及び伝統的建造物群保存地区_____</p> <p>二～十四 略</p> <p>第3条・第4条 略</p> <p>（適用除外）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次に掲げる広告物等については，知事の許可を受けて当該広告物等を表示し，又は設置する場合に限り，第2条の規定は，適用しない。</p>

一～二 略

三 公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに表示し、又は設置する広告物等（前項第4号に掲げるものを除く。）であつて、当該広告物等に係る広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの

4～5 略

第5条の2～第11条 略

（管理義務）

第12条 広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれを管理する者又はこれを所有し、若しくは占有する者は、当該広告物等に関し、補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

（管理者設置義務）

第12条の2 この条例の規定による許可を受けて広告物等（規則で定めるものを除く。）を表示し、又は設置する者_____は、当該広告物等を管理する者を置かなければならない。

2 規則で定める広告物等にあつては、前項の広告物等を管理する者は、法第十条第2項第3号イに規定する者（以下「屋外広告士」という。）その他のこれと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者でなければならない。

一～二 略

（新設）

4～5 略

第5条の2～第11条 略

（管理義務）

第12条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は_____これを管理する者_____は、当該広告物等に関し、補修_____その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

（管理者設置義務）

第12条の2 この条例の規定による許可を受けて広告物等_____を表示し、又は設置する者で県内に住所又は事業所若しくは営業所を有しないものは、当該広告物等を管理する者を置かなければならない。

2 前項の広告物等を管理する者は、県内に住所又は事業所若しくは営業所を有する者でなければならない。

(点検)

第12条の3 広告物等を所有し、又は占有する者は、その所有し、又は占有する広告物等について、規則で定めるところにより、屋外広告士その他のこれと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

2 知事は、公衆に対する危害を防止するため特に必要であると認める場合には、広告物等を所有し、又は占有する者に対し、前項の点検の結果の提出を求めることができる。

第13条～第19条 略

(管理者等の届出)

第20条 この条例の規定による許可を受けて広告物等を表示し、又は設置する者は、第12条の2第1項の規定によりこれを管理する者を置いたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。当該管理する者を変更_____したときも、同様とする。

2～4 略

第21条 略

(新設)

第13条～第19条 略

(管理者等の届出)

第20条 この条例の規定による許可を受けて広告物等を表示し、又は設置する者は、_____これを管理する者を置いたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。当該管理する者を変更し、又は廃止したときも、同様とする。

2～4 略

第21条 略

(広告物景観モデル地区)

第21条の2 略

2～4 略

5 前項の規定による告示があつたときは、指定をしようとする区域内の住民及びその区域内において広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれを管理する者又はこれを所有し、若しくは占有する者は、同項の期間が経過する日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

6～8 略

第21条の3 略

(広告物美観維持基準及び広告物景観形成基準)

第21条の4 広告物景観モデル地区内において広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれを管理する者又はこれを所有し、若しくは占有する者は、当該広告物等が当該広告物景観モデル地区に係る前条第2号に掲げる基準（以下「広告物美観維持基準」という。）及び同条第3号に掲げる基準（以下「広告物景観形成基準」という。）に適合するよう努めなければならない。

2～3 略

第21条の5 略

(広告物景観モデル地区)

第21条の2 略

2～4 略

5 前項の規定による告示があつたときは、指定をしようとする区域内の住民及びその区域内において広告物等を表示し、若しくは設置する者又は _____これを管理する者 _____は、同項の期間が経過する日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

6～8 略

第21条の3 略

(広告物美観維持基準及び広告物景観形成基準)

第21条の4 広告物景観モデル地区内において広告物等を表示し、又は設置する者 _____は、当該広告物等が当該広告物景観モデル地区に係る前条第2号に掲げる基準（以下「広告物美観維持基準」という。）及び同条第3号に掲げる基準（以下「広告物景観形成基準」という。）に適合するよう努めなければならない。

2～3 略

第21条の5 略

(広告物の表示者等に対する指導等)

第21条の6 知事は、広告物景観モデル地区内において表示され、又は設置される広告物等が当該広告物景観モデル地区の広告物美観維持基準又は広告物景観形成基準に適合せず、当該広告物景観モデル地区の良好な景観の形成に支障があると認めるときは、当該広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれを管理する者又はこれを所有し、若しくは占有する者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

第22条～第3条 略

(業務主任者の設置)

第31条 屋外広告業者は、第23条第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項各号に掲げる業務を行わせなければならない。

一 屋外広告士

二～五 略

2 略

第32条～ 略

(広告物の表示者等に対する指導等)

第21条の6 知事は、広告物景観モデル地区内において表示され、又は設置される広告物等が当該広告物景観モデル地区の広告物美観維持基準又は広告物景観形成基準に適合せず、当該広告物景観モデル地区の良好な景観の形成に支障があると認めるときは、当該広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者
__に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

第22条～第3条 略

(業務主任者の設置)

第31条 屋外広告業者は、第23条第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項各号に掲げる業務を行わせなければならない。

一 法第10条第2項第3号イの規定による国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

二～五 略

2 略

第32条～ 略

- 附則 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第一号の改正規定、第5条第3項に一号を加える改正規定並びに第12条、第21条の2第5項、第21一条の4第1項及び第21条の6の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の屋外広告物条例の規定による許可を受けて、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置している者に係る管理者設置義務及び管理者等の届出については、改正後の屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第12条の2及び第20条の規定にかかわらず、当該許可を受けている期間に限り、なお従前の例による。ただし、当該許可を受けて表示している屋外広告物又は設置している掲出物件について、新条例第9条第1項の規定による許可を受けた場合は、この限りでない。